

## 八王子市自主研究グループ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）の行政に関して職務又は所属組織から離れ、自主的に研究を行う職員のグループ（以下「自主研究グループ」という。）の活動を助成することについて必要な事項を定め、もって職員の自己啓発意欲の高揚、政策形成能力の向上及び研究風土の醸成を図り、研究の成果を施策に反映する等本市行政の効率的な運営及び市民サービスの一層の向上に役立てることを目的とする。

(自主研究グループ)

第2条 この要綱において自主研究グループとは、次に掲げる事項に関する調査研究（以下「自主研究活動」という。）を目的として、職員により自主的に結成されたもので、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 市政を取り巻くさまざまな課題に関する事項
- (2) 行政についての理解を深め、職員の資質向上が促進される事項

2 自主研究グループの構成は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として3人以上であること。
- (2) 八王子市職員であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 自主研究グループに対する助成は、1つの自主研究グループを単位とする。

(自主研究活動)

第3条 自主研究活動は、原則として当該年度内とし、勤務時間外に行うものとする。ただし、自主研究グループがやむを得ず、勤務時間中に調査研究のために情報収集、打ち合わせ等をする場合は、自主研究グループの構成員は公務に支障のない範囲内で、各自所属長の許可を得るものとする。

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、自主研究活動に必要な次に掲げる経費（以下「活動費」という。）とする。

- (1) 図書、資料等の購入費
- (2) 指導・助言者等に対する謝礼
- (3) その他調査研究に必要な経費。ただし、飲食代経費は、対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金は、1グループ年30,000円を限度に予算の範囲内において交付する。

(経費以外の助成対象)

第6条 前2条に規定する助成のほか、自主研究活動のために必要がある場合は、公務に支障がない範囲内で次に掲げるものの使用を許可するものとする。

- (1) 庁舎内の会議室
- (2) 市が保有する複写機、パーソナルコンピュータ及びファクシミリ。なお、その他の機材及び行政情報ネットワーク等を使用したい場合は、職員課と協議すること。
- (3) その他調査研究に必要なもの

(助成の申請)

第7条 第4条又は第6条に規定する助成を受けようとする自主研究グループの代表者（以下「申請者」という。）は、自主研究グループ活動費助成申請書（第1号様式（様式略））に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(助成の可否及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、自主研究グループ活動費助成決定・却下通知書（第2号様式（様式略））により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定に基づき、活動費の助成を決定した場合は、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 第7条の申請内容に変更があった場合、申請者は、その内容を市長へ届け出て、承認を受けるものとする。

(活動報告)

第11条 自主研究グループは、自主研究グループ活動・経費報告書(第3号様式(様式略))。以下「報告書」という。)を各年度の末日までに市長に提出しなければならない。研究期間が複数年度となる場合においても、各年度ごとに報告書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて申請者に対し、自主研究活動の状況について報告を求めることができる。

(助成金の確定)

第12条 市長は、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、自主研究グループ活動費助成金確定通知書(第4号様式(様式略))により申請者に対し、通知するものとする。

(助成金の精算)

第13条 自主研究グループは、活動費に剰余が生じた場合は、剰余金を返還しなければならない。

(研究成果の公表及び活用)

第14条 市長は、報告を受けた研究成果のうち特に有益なものについては、公表するとともに、市政に反映するよう努めるものとする。

2 自主研究グループの成果は、次の各号に掲げるものに活用することができる。

- (1) 職員研修の教材
- (2) 職員提案制度に定める提案
- (3) 都市戦略課が発行する冊子への研究成果の掲載
- (4) 自主参加研修等での発表

(研究成果の表彰)

第15条 市長は、研究成果が特に優れていると認められる場合は、自主研究グループを表彰することができる。

(関係部等の協力)

第16条 自主研究活動に関係する部等は、自主研究グループから調査研究に必要な照会、資料提供等の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

(助成金の返還)

第17条 市長は、活動費助成を受けた自主研究グループが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、活動費助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 自主研究活動が行われていないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、報告書を提出しなかったとき。
- (3) 助成金を活動費以外に使用したとき。
- (4) 自主研究グループが自主研究活動終了前に解散したとき。この場合において、申請者は速やかに自主研究グループ解散届(第5号様式(様式略))により解散届を市長に提出しなければならない。
- (5) その他この要綱に違反していると認められるとき。

(庶務)

第18条 自主研究グループ活動助成に関する事務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。